

## 平成 30 年 職員の給与等に関する報告及び勧告について（概要）

### 【勧告のポイント】

#### 月例給、期末手当・勤勉手当（ボーナス）ともに 5 年連続引上げ改定

- ・ 民間給与との較差（0.17%）に基づき、若年層に重点を置きながら給料表全体の水準を引上げ
- ・ ボーナスを民間の支給割合に見合うよう 0.10 月分引上げ（4.35 月分→4.45 月分）

### 1 給与勧告の基本的考え方

本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行った。

### 2 民間給与との較差等に基づく給与改定

#### (1) 公民給与の比較

企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 486 のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 155 事業所を実地に調査した。

##### <月例給>

職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者の本年 4 月分の給与月額等を調査し、役職段階、学歴、年齢が同じ者同士を比較した。

公民比較給与		較差(A-B)	
民間(A)	職員(B)	較差額	較差率
358,823 円	358,214 円	609 円	0.17%

(注) 職員の比較給与には、扶養手当、住居手当、単身赴任手当等の手当を含む。

##### <特別給（ボーナス）>

職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合を比較した。

民間(A)	職員(B)	差(A-B)
4.44 月分	4.35 月分	0.09 月分

#### (2) 本年の給与改定【勧告事項】

##### <給料表> 【実施時期：平成 30 年 4 月 1 日】

本年 4 月における職員給与が民間給与を下回っていることから、若年層に重点を置きながら給料表全体の水準の引上げ改定を行う。

【行政職給料表適用者に係る給与改定額 592 円（給与改定率 0.17%）】

##### <初任給調整手当> 【実施時期：平成 30 年 4 月 1 日】

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、引上げ改定を行う。

##### <宿日直手当> 【実施時期：平成 30 年 4 月 1 日】

宿日直手当について、人事院勧告等を踏まえ、引上げ改定を行う。

##### <期末手当・勤勉手当（ボーナス）> 【実施時期：平成 30 年 12 月 1 日】

職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.35 月分）が、民間事業所の特別給の年間支給割合（4.44 月分）を下回っていることから、支給月数を 0.10 月分引き上げる。

【年間支給月数 4.35 月分 → 4.45 月分】

※ 行政職給料表適用者に係る平均年間給与額【年齢 41.6 歳、経験年数 20.8 年】  
勧告前 5,873 千円 → 勧告後 5,920 千円（47 千円増）

### **(3) 給与制度の改正等**

#### **＜獣医師の処遇改善＞**

近年、採用者数が採用予定者数を下回る状況が続いていることに加え、今後の新たな行政需要にも的確に対応していく必要があることから、全国有数の畜産県として、獣医師に係る給与上の処遇の一層の改善について検討する必要がある。

### **3 上記以外の報告の主な内容**

#### **＜有為な人材の確保＞**

有為な人材の確保に向け、業務のやりがいや、採用後のキャリア形成支援等の県職員の魅力を積極的に発信し、県職員志望者の掘り起こしを行うとともに、採用試験の実施方法等について必要に応じて見直すなど、引き続き取り組んでいく。

#### **＜長時間勤務の解消＞**

働き方改革に係る民間労働法制の改正等を踏まえ、適正な勤務時間管理の徹底、年次休暇の計画的な取得促進、組織全体としての業務削減・合理化等の取組を一層推進していくことが必要である。

また、教育職員については、業務改善や勤務時間管理の徹底等の「岩手県教職員 働き方改革プラン」に掲げる取組を着実に進めることにより、勤務負担を軽減し、健康の確保を図っていく必要がある。

#### **＜両立支援の推進＞**

全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮できるよう、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備や職員への制度の周知等の取組について、より一層推進していく必要がある。

#### **＜高齢層職員の能力及び経験の活用＞**

定年の段階的な引上げに係る人事院の意見の申出を踏まえ、人事管理諸制度の見直し等について、国における検討状況や他の都道府県の動向等を注視しながら、検討を進めていく必要がある。

#### **＜会計年度任用職員制度導入への適切な対応＞**

会計年度任用職員制度の円滑な導入に向け、引き続き、任用のあり方や勤務条件等の検討を進め、必要な条例や規則等を整備するなど、適切に対応していく必要がある。